

「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正（案）

平成 24 年 1 月 13 日  
（下線部分変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: center;">正会員の業務運営等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p><u>(分配金の決定に関する社内体制の整備)</u>  <u>第 5 条の 2 投資信託委託会社会員は、安定的に継続して分配を行うことを前提とする投資信託（毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託（決算頻度が毎月及び隔月のもの）をいう。）について、分配原資・余力を保守的に見極めて分配金を決定するなど、分配方針に沿った分配を行うよう、次の事項を盛り込んだ運営マニュアル等の整備等を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 分配金を決定するまでのプロセス</u>  <u>(2) 分配金を検討するに当たって考慮すべき事項</u>  <u>(3) 分配金決定に当たっての基本的考え方</u></p> <p><u>2 投資信託委託会社会員は、前項に定める運営マニュアル等に基づいた運営の徹底等を図るものとする。</u></p> <p><u>3 前 2 項に規定する運営マニュアル等の整備等及びそれに基づいた運営の徹底等については、自主規制委員会が定めるところによるものとする。</u></p> <p>第 6 条～第 11 条 (略)</p> <p><u>(所管委員会への委任)</u>  <u>第 12 条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。</u></p> <p><u>2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、すみやかに理事会にその内容を報告するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>附則                      この改正は、平成 24 年 月 日から実施する。</p>	<p style="text-align: center;">正会員の業務運営等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(同 左)</p>